

- 水俣病の公式確認以降、様々な健康調査がなされ、公害健康被害補償法（以下「公健法」という。）で3千人を認定。
*公害健康被害補償法は現在も申請可
- また、平成21年には、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、水俣病被害者特措法（以下「特措法」という。）が制定された。同法においては、あとう限りすべて救済されることを目指して、救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定することや救済措置の内容が定められ、平成7年の政治救済とあわせて合計5万人以上の方々を救済してきた。
- その上で、安心して暮らしていける社会の実現には、地域に居住している方々の水俣病に関する健康不安の解消等に向けた更なる取組が必要。
- 特措法第37条において、政府は健康に係る調査研究を行うこと、及びそのための手法の開発を図ることが規定されており、環境省は、同規定に基づくメチル水銀による健康影響にかかる疫学調査を令和8年度を目途に開始することを考えている。

- 一方で、公健法における水俣病の個々の認定にあたっては総合的な検討を行う等、丁寧な審査が行われている。具体的には、水俣病は魚介類に蓄積されたメチル水銀を経口摂取することにより起こる神経系疾患であるが、長期間経過した現在においては、毛髪水銀値によるばく露評価が難しく、メチル水銀により汚染された魚介類の喫食状況等の評価を慎重に行う必要がある。また、水俣病にみられる個々の症候は、非特異的なものであること等から丁寧に評価を行う必要がある。
- 今回の疫学調査は、認定審査とは異なり、集団に対して効率的に調査を行うことが求められる。また、地域に居住している方々の水俣病に関する健康不安の解消に資するよう、地域間の比較を念頭に行う方針でどうかと考えている。
- 以上のような方針が妥当と考えられるか。またこうした方針に基づき、特措法第37条に基づく疫学調査を行うにあたっては、どのような手法によって行われるべきか。